

令和 3 年度

宮津市健全化判断比率・資金不足比率
審 査 意 見 書

宮津市監査委員



宮 監 第 16 号

令和 4 年 8 月 19 日

宮津市長 城 崎 雅 文 様

宮津市監査委員 中 村 明 昌

宮津市監査委員 松 本 隆

令和 3 年度宮津市健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年 8 月 8 日付け宮財第 50 号で審査に付された令和 3 年度宮津市健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備 考
①実質赤字比率	—	—	14.16	20.0	
②連結実質赤字比率	—	—	19.16	30.0	
③実質公債費比率	16.1	17.9	25.0	35.0	
④将来負担比率	178.2	210.1	350.0	/	

(注) ① 実質赤字比率 ②連結実質赤字比率は、赤字額が生じなかったため、「—」と表示した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は該当しない。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は該当しない。

③ 実質公債費比率について

令和3年度決算に基づく実質公債費比率は16.1%となっており、令和2年度の17.9%に比べると1.8ポイント低下(改善)している。なお、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

実質公債費比率は早期健全化の基準内にあり、前年度と比べて低下したものの、今後においても高い水準で推移すると見込まれており、引き続き、地方債の適正な管理に努められたい。

④ 将来負担比率について

令和3年度決算に基づく将来負担比率は178.2%となっており、令和2年度の210.1%に比べると31.9ポイント低下（改善）している。なお、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率は、早期健全化の基準内にはありながらも、平成28年度以降、上昇（悪化）で推移してきたが、令和3年度においては、前年度に引き続き低下（改善）した。

しかし、令和2年度府内市町村の平均値は59.3%となっており、依然として突出した比率であるため、より一層の財政健全化を推進されるよう望むものである。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

会 計 の 名 称	令和3年度 資金不足比率	令和2年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
土地建物造成事業特別会計	—	—	20.0	
水道事業会計	—	—		
下水道事業会計	—	—		

(注) 資金不足を生じなかった会計は、「—」と表示した。

(2) 個別意見

① 土地建物造成事業特別会計においては、実質収支は赤字となったが、保有土地を時価評価した土地収入見込額が算定されるため、資金不足は生じていない。

② その他の会計は資金不足はないため、資金不足比率は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、引き続き経営の健全化に努められたい。